

第4号議案

中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例を廃止する等の条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月5日提出

中間市長 福田 浩

中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例を廃止する等の条例

(中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市立病院使用料及び手数料条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 中間市病院事業の設置等に関する条例(昭和43年中間市条例第8号)

(2) 中間市立病院使用料及び手数料条例(昭和40年中間市条例第30号)

(中間市行政手続条例の一部改正)

第2条 中間市行政手続条例(平成8年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「若しくは市立病院」を削る。

(中間市職員定数条例の一部改正)

第3条 中間市職員定数条例(昭和31年中間市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、市立病院」を削る。

第2条第1項の表市立病院の職員の項を削る。

(中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年中間市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条中「の種類」を削り、「次のとおり」を「給与条例別表第2(以下「行政職給料表」という。)」に、「各給料表の」を「その」に改め、同条各号を削る。

第5条中「別表基準となる職務の欄に定めるところにより前条の給料表に定める」を「次の各号に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める行政職給料表の」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 行政、福祉等に関し、資格又は経験等を必要とする業務を行う職務 1級

(2) 行政、福祉等に関し、資格又は高度な経験等に基づき困難な業務を行う職務 2級

第11条第1項ただし書中「別表に定める」を「第5条各号に掲げる」に改める。

別表を削る。

(中間市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第5条 中間市職員の定年等に関する条例(昭和58年中間市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

(中間市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 中間市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年中間市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「、初任給調整手当」を削る。

第4条第1項中「、医療職員のうち医師については4級に、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、管理栄養士及び栄養士については6級に、看護師及び准看護師については6級に」を削り、同条第2項中「並びに別表第

1の3、別表第1の4及び別表第1の5」を削り、同条第3項中「並びに別表第2の3、別表第2の4及び別表第2の5」を削る。

第5条第6項中「(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)」を削る。
第7条の2を削る。

第8条の3第2項を削る。

第10条第1項第9号を削る。

第16条の5中「第10条第1項第8号及び第9号並びに」を「第10条第1項第8号及び」に改める。

第19条中「第7条の2、」を削る。

別表第1の3から別表第1の5までを削る。

別表第2の3から別表第2の5までを削る。

(中間市手数料条例の一部改正)

第7条 中間市手数料条例(平成12年中間市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表1に次の1表を加える。

(11) 医療

手数料を徴収する事務	文書の種類	単位	手数料の額
医師法(昭和23年法律第201号)第19条第2項の規定による診断書等の交付その他文書の交付又は証明に係る交付手数料	1 身体障害者主治医意見書(診断書)	1通につき	4,400円 ただし、更生医療を伴う場合は無料
	2 身体障害者肢体不自由者障害年金診断書	1通につき	4,400円
	3 身体障害者手帳交付申請書	1通につき	4,400円
	4 介護認定用診断書	1通につき	2,200円
	5 免許申請書用・緊急通報システム用など	1通につき	2,200円
	6 福祉用具用診断書(医証)	1通につき	1,100円
	7 車椅子診断書	1通につき	4,400円
	8 車椅子意見書・常時介護証明書	1通につき	2,200円
	9 補聴器診断書・オムツ証明書	1通につき	1,100円

10	補聴器意見書	1通につき	2,200円
11	自動車損害賠償責任保険用診断書 (保険会社用)	1通につき	4,950円
12	自動車損害賠償責任保険用診断書 (その他)	1通につき	4,400円
13	自動車損害賠償責任保険用明細書	1通につき	4,400円
14	自動車購入減免申請用の通院証明書	1通につき	1,100円
15	事故の警察提出用診断書	1通につき	2,200円
16	自賠責調査事務所からの照会・回答書・後遺障害診断書	1通につき	7,700円
17	保険会社・調査センターからの照会・回答書	1通につき	5,500円
18	受診状況証明書	1通につき	2,200円
19	入院証明書	1通につき	4,400円
20	生命保険用診断書	1通につき	4,400円
21	裁判所・警察・検察庁・弁護士関係用診断書	1通につき	11,000円
22	裁判所からの照会・回答書	1通につき	4,950円
23	訴訟・給付金関係用の医療照会書	1通につき	4,950円
24	厚生年金診断書・国民年金診断書・年金受給権者現況届(診断書)	1通につき	4,400円
25	公共職業安定所への傷病証明書	1通につき	1,100円
26	公共職業安定所への申立書	1通につき	2,200円
27	死亡診断書(火葬認可用)	1通につき	3,300円
28	死亡診断書	1通につき	3,300円 ただし、

			2 通目からは2,200円
29	死体検案書	1 通につき	5,500円
30	死体検案料	1 通につき	11,000円
31	死後処置（外来）	1 通につき	3,300円
32	死後処置（入院）	1 通につき	3,300円
33	普通診断書	1 通につき	2,200円
34	特定疾病診断書（初回）	1 通につき	4,400円
35	特定疾病診断書（2回目以降）	1 通につき	2,200円
36	休業診断書	1 通につき	2,200円
37	原爆管理手当その他の特別な診断書	1 通につき	4,400円
38	プール使用主治医意見書	1 通につき	1,100円
39	医療費納入証明書	1 通につき	330円
40	その他医証、証明等の文書	1 通につき	1,100円

備考

- 1 12の文書については、患者が直接持参したものを含む。
- 2 16及び17の照会・回答書については、口頭による場合を含む。

（中間市国民健康保険条例の一部改正）

第8条 中間市国民健康保険条例（昭和34年中間市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（中間市病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 第1条第1号の規定による廃止前の中間市病院事業の設置等に関する条例第7条第1項に規定する病院事業等の業務状況を説明する書類で、令和2年10月1日から令和3年3月

31日までの期間に関するものについては、なお従前の例による。

(中間市立病院使用料及び手数料条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 第1条第2号の規定による廃止前の中間市立病院使用料及び手数料条例の規定に基づいて徴収すべきであった使用料及び手数料については、なお従前の例による。

(第2条関係)

中間市行政手続条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市の機関 市の執行機関、消防本部（消防署を含む。）、環境上下水道部若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市の機関 市の執行機関、消防本部（消防署を含む。）、環境上下水道部若しくは市立病院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>

(第3条関係)

中間市職員定数条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>(職員の定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、消防本部、水道事業企業、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の事務部局に常時勤務する一般職に属する職員（臨時的任用の者を除く。）をいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 726 743 1024"><tr><td colspan="2" data-bbox="188 726 743 801">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="188 802 624 874">消防本部の職員</td><td data-bbox="627 802 743 874">58名</td></tr><tr><td data-bbox="188 876 624 948">水道事業企業職員</td><td data-bbox="627 876 743 948">41名</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="188 949 743 1024">(略)</td></tr></table> <p>2 (略)</p>	(略)		消防本部の職員	58名	水道事業企業職員	41名	(略)		<p>(職員の定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、消防本部、<u>市立病院</u>、水道事業企業、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の事務部局に常時勤務する一般職に属する職員（臨時的任用の者を除く。）をいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 726 1688 1104"><tr><td colspan="2" data-bbox="1133 726 1688 801">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="1133 802 1574 874">消防本部の職員</td><td data-bbox="1576 802 1688 874">58名</td></tr><tr><td data-bbox="1133 876 1574 948">市立病院の職員</td><td data-bbox="1576 876 1688 948">105名</td></tr><tr><td data-bbox="1133 949 1574 1024">水道事業企業職員</td><td data-bbox="1576 949 1688 1024">41名</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1133 1026 1688 1104">(略)</td></tr></table> <p>2 (略)</p>	(略)		消防本部の職員	58名	市立病院の職員	105名	水道事業企業職員	41名	(略)	
(略)																			
消防本部の職員	58名																		
水道事業企業職員	41名																		
(略)																			
(略)																			
消防本部の職員	58名																		
市立病院の職員	105名																		
水道事業企業職員	41名																		
(略)																			

(第4条関係)

中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料表)</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、<u>給与条例別表第2</u> (以下「<u>行政職給料表</u>」という。)とし、<u>その適用範囲</u>については、規則で定める。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料表)</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、<u>次のとおり</u>とし、<u>各給料表の適用範囲</u>については、規則で定める。</p> <p>(1) <u>給与条例別表第2</u> (以下「<u>行政職給料表</u>」という。)</p> <p>(2) <u>給与条例別表第2の4</u> (以下「<u>医療職給料表(二)</u>」という。)</p> <p>(3) <u>給与条例別表第2の5</u> (以下「<u>医療職給料表(三)</u>」という。)</p>
<p>(フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給)</p> <p>第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、<u>次の各号に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める行政職給料表の職務の級に分類するものとし、その号給は、職務内容、免許資格、経験年数等を考慮し、任命権者が決定する。</u></p> <p>(1) <u>行政、福祉等に関し、資格又は経験等を必要とする業務を行う職務 1級</u></p> <p>(2) <u>行政、福祉等に関し、資格又は高度な経験等に基づき困難な業務を行う職務 2級</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給)</p> <p>第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、<u>別表基準となる職務の欄に定めるところにより前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その号給は、職務内容、免許資格、経験年数等を考慮し、任命権者が決定する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)</p>

第11条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額として定める。ただし、第5条各号に掲げる職務以外の職務に従事する者その他勤務の態様により任命権者が必要があると認める場合は、日額として定めることができる。

2～4 (略)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額として定める。ただし、別表に定める職務以外の職務に従事する者その他勤務の態様により任命権者が必要があると認める場合は、日額として定めることができる。

2～4 (略)

別表 (第5条、第11条関係)

給料表	職務の級	基準となる職務
行政職給料表	1級	行政、福祉等に関し、資格又は経験等を必要とする業務を行う職務
	2級	行政、福祉等に関し、資格又は高度な経験等に基づき困難な業務を行う職務
医療職給料表 (二)	1級	資格を必要とする業務を行う職務
	2級	資格及び経験等を必要とする業務を行う職務
医療職給料表 (三)	1級	准看護師免許を必要とする業務を行う職務
	2級	正看護師免許を必要とする業務を行う職務

備考 この表の職務の級の欄に掲げる級は、同表給料表の欄に掲げる表に定める各級とする。

(第5条関係)

中間市職員の定年等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。</p>	<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。<u>ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p><u>(定年による退職の特例)</u></p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、当該職員の退職時の職務が医療業務に従事する医師で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2. <u>任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めると</u></p>

きは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続きは、市長が定める。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第4条 (略)

(第6条関係)

中間市一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第3条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、指定勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、行政職職員及び消防職員については7級に分類する。</p> <p>2 前項に規定する級別職務の分類は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。</p> <p>3 給料表は、別表第2及び別表第2の2のとおりとする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手当は、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、指定勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、行政職職員及び消防職員については7級に、<u>医療職員のうち医師については4級に、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、管理栄養士及び栄養士については6級に、看護師及び准看護師については6級に</u>分類する。</p> <p>2 前項に規定する級別職務の分類は、別表第1及び別表第1の2<u>並びに別表第1の3、別表第1の4及び別表第1の5</u>のとおりとする。</p> <p>3 給料表は、別表第2及び別表第2の2<u>並びに別表第2の3、別表第2の4及び別表第2の5</u>のとおりとする。</p> <p>4・5 (略)</p>

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第5条 (略)

2～5 (略)

6 55歳を超える職員については、前項の規定は、適用しない。

7～9 (略)

(地域手当)

第8条の3 (略)

(指定勤務手当)

第10条 次に掲げる業務に従事する職員に、指定勤務手当を支給する。

(1)～(8) (略)

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第5条 (略)

2～5 (略)

6 55歳 (医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員については、前項の規定は、適用しない。

7～9 (略)

(初任給調整手当)

第7条の2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員に、初任給調整手当を支給する。

2 前項の支給額は、国家公務員の同職種の職員が受けることができる初任給調整手当の額を限度として規則で定める。

(地域手当)

第8条の3 (略)

2 前項の規定にかかわらず、医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、同項の規定によりこの項の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、手当の合計額に100分の6を乗じて得た月額地域手当を支給する。

(指定勤務手当)

第10条 次に掲げる業務に従事する職員に、指定勤務手当を支給する。

(1)～(8) (略)

(9) 市立病院に勤務する職員

2 (略)

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第16条の5 第12条、第13条及び第14条の規定は、第10条第1項第8号及び前条第1項の規定による手当の支給を受ける職員には適用しないことを原則とする。

(再任用職員についての適用除外)

第19条 第8条、第8条の2及び第8条の4の規定は、再任用職員には適用しない。

研究手当	医師免許取得後		
	20年以上	月額	150,000円
	15年以上	月額	140,000円
	10年以上	月額	120,000円
	8年以上	月額	100,000円
	4年以上	月額	80,000円
	4年未満	月額	50,000円
夜間看護手当		1回	2,000円

2 (略)

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第16条の5 第12条、第13条及び第14条の規定は、第10条第1項第8号及び第9号並びに前条第1項の規定による手当の支給を受ける職員には適用しないことを原則とする。

(再任用職員についての適用除外)

第19条 第7条の2、第8条、第8条の2及び第8条の4の規定は、再任用職員には適用しない。

別表第1の3（第4条関係）

医療職級別職務分類表（1）

職務の級	標準的な職務
1	医員の職務
2	部長の職務
3	副院長の職務
4	名誉院長及び院長の職務

別表第1の4（第4条関係）

医療職級別職務分類表（2）

職務の級	標準的な職務
1	定型的な業務を行う職務
2	知識及び経験を必要とする業務を行う職務
3	主査の職務
4	高度な知識及び経験に基づき困難な業務を行う主査の職務
5	主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任薬剤師、主任

	管理栄養士並びに高度な知識及び経験に基づき相当困難な業務を行う主査の職務
6	診療放射線技師長、臨床検査技師長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長、薬剤師長及び管理栄養士長の職務

別表第1の5 (第4条関係)

医療職級別職務分類表(3)

職務の級	標準的な職務
1	定型的な業務を行う職務
2	知識及び経験を必要とする業務を行う職務
3	主査の職務
4	高度な知識及び経験に基づき困難な業務を行う主査の職務
5	看護師長並びに高度な知識及び経験に基づき相当困難な業務を行う主査の職務
6	総看護師長の職務

別表第2の3 (第4条関係)

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
17	305,800	384,300	439,300	506,100	

18	309,400	387,000	441,700	508,100
19	312,900	389,500	444,000	510,100
20	316,500	392,100	446,400	512,100
21	320,100	394,900	447,900	513,900
22	323,800	397,200	450,300	515,700
23	327,300	399,700	452,600	517,600
24	330,600	401,800	454,900	519,500
25	334,100	403,800	456,900	521,200
26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100

38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600

58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66	393,600	469,700	521,400	572,500
67	393,900	470,400	522,100	
68	394,200	471,000	523,000	
69	394,500	471,300	523,900	
70	394,800	472,000	524,700	
71	395,100	472,700	525,600	
72	395,400	473,400	526,500	
73	395,700	473,800	527,300	
74	396,000	474,400	528,200	
75	396,300	475,100	529,100	
76	396,600	475,800	529,800	
77	396,900	476,200	530,600	

78	397,200	476,800	531,500
79	397,500	477,400	532,400
80	397,800	477,900	533,300
81	398,100	478,500	534,100
82	398,400	479,000	535,000
83	398,700	479,500	535,900
84	399,000	480,000	536,800
85	399,300	480,400	537,600
86	399,600	481,000	538,500
87	399,900	481,400	539,400
88	400,200	481,900	540,300
89	400,500	482,400	541,100
90	400,800	483,000	
91	401,100	483,600	
92	401,400	484,000	
93	401,700	484,500	
94	402,000	485,100	
95	402,300	485,700	
96	402,600	486,300	
97		486,800	

再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000
-----------	--	---------	---------	---------	---------

別表第2の4 (第4条関係)

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200

14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500

34	203, 100	237, 500	268, 500	298, 500	344, 600	388, 800
35	204, 400	238, 500	270, 100	300, 300	346, 500	390, 100
36	205, 800	239, 700	271, 700	302, 100	348, 300	391, 300
37	206, 900	241, 000	273, 200	303, 400	350, 100	392, 400
38	208, 200	242, 300	274, 700	305, 100	351, 800	393, 600
39	209, 500	243, 400	276, 300	306, 600	353, 400	394, 700
40	210, 800	244, 700	277, 700	308, 200	355, 100	395, 800
41	211, 900	246, 000	279, 200	309, 900	356, 300	396, 600
42	213, 100	247, 000	280, 800	311, 600	357, 400	397, 400
43	214, 300	248, 200	282, 500	313, 200	358, 600	398, 200
44	215, 500	249, 300	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000
45	216, 700	250, 400	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400
46	217, 800	251, 700	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000
47	218, 800	253, 000	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500
48	219, 900	254, 200	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900
49	220, 900	255, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300
50	221, 900	257, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600
51	222, 800	258, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900
52	223, 800	259, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200
53	224, 100	260, 700	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500

54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	406,200
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	406,400
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	406,600
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	406,800
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,000
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,200
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	407,400
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	407,600

74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	407,800
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	408,000
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	408,200
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	408,400
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	408,600
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	408,800
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	409,000
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300	387,800	
87		289,700	325,600	346,600	388,200	
88		289,900	326,000	346,900	388,600	
89		290,300	326,400	347,300	389,000	
90		290,500	326,800	347,600	389,400	
91		290,700	327,200	348,000	389,800	
92		290,900	327,600	348,300	390,200	
93		291,300	327,900	348,700	390,600	

94	291,500	328,100	349,000	391,000
95	291,700	328,500	349,300	391,400
96	292,000	328,800	349,600	391,800
97	292,400	329,000	349,900	392,200
98	292,700	329,300	350,300	392,600
99	292,900	329,600	350,700	393,000
100	293,200	329,900	351,100	393,400
101	293,500	330,100	351,600	393,800
102	293,700	330,400	352,000	394,200
103	293,900	330,800	352,400	394,600
104	294,200	331,000	352,800	395,000
105	294,500	331,200	353,300	395,400
106		331,400		395,800
107		331,800		396,200
108		332,000		396,600
109		332,200		397,000
110		332,600		
111		333,000		
112		333,400		
113		333,600		

再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2の5 (第4条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000

14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600

34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900

54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	431,500
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	431,900
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,300

74	262, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500	432, 700
75	263, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100	433, 100
76	264, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600	433, 500
77	265, 300	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000	433, 900
78	266, 300	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600	434, 300
79	267, 500	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100	
80	268, 500	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400	
81	269, 400	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700	
82	270, 400	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200	
83	271, 500	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600	
84	272, 600	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900	
85	273, 400	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200	
86	274, 300	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700	
87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	

94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,400
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,800
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,200
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,600
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,000
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,400
101	287,500	319,000	351,900	369,800	395,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,200
103	289,100	320,200	352,800	370,800	396,600
104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,000
105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,400
106	291,100	321,700	354,000	372,300	397,800
107	291,600	322,200	354,400	372,800	398,200
108	292,100	322,700	354,700	373,300	398,600
109	292,300	323,100	355,200	373,900	399,000
110	292,600	323,500	355,700	374,300	399,400
111	292,800	323,800	356,200	374,800	399,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300	400,200
113	293,500	324,500	357,200	375,900	400,600

114	293,700	324,900	357,700	401,000
115	294,100	325,300	358,200	401,400
116	294,400	325,600	358,600	401,800
117	294,700	325,800	359,000	402,200
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		

134	300,000	330,600
135	300,400	331,000
136	300,700	331,400
137	300,900	331,700
138	301,200	332,100
139	301,600	332,500
140	301,900	332,900
141	302,100	333,200
142	302,500	333,600
143	302,900	333,900
144	303,200	334,300
145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600

	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

(第7条関係)

中間市手数料条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表1 (第2条関係) (11) 医療				別表1 (第2条関係)			
手数料を徴収する事務	文書の種類	単位	手数料の額				
医師法（昭和23年法律第201号）第19条第2項の規定による診断書等の交付その他文書の交付又は証明に係る交付手数料	1 身体障害者主治医意見書（診断書）	1通につき	4,400円 ただし、更生医療を伴う場合は無料				
	2 身体障害者肢体不自由者障害年金診断書	1通につき	4,400円				
	3 身体障害者手帳交付申請書	1通につき	4,400円				
	4 介護認定用診断書	1通につき	2,200円				

5	免許申請書用・緊急通報システム用など	1通につき	2,200円
6	福祉用具用診断書（医証）	1通につき	1,100円
7	車椅子診断書	1通につき	4,400円
8	車椅子意見書・常時介護証明書	1通につき	2,200円
9	補聴器診断書・オムツ証明書	1通につき	1,100円
10	補聴器意見書	1通につき	2,200円
11	自動車損害賠償責任保険用診断書（保険会社用）	1通につき	4,950円
12	自動車損害賠償責任保険用診断書（その他）	1通につき	4,400円
13	自動車損害賠償責任保険用明細書	1通につき	4,400円

14	自動車購入減免申請用の通院証明書	1通につき	1,100円
15	事故の警察提出用診断書	1通につき	2,200円
16	自賠責調査事務所からの照会・回答書・後遺障害診断書	1通につき	7,700円
17	保険会社・調査センターからの照会・回答書	1通につき	5,500円
18	受診状況証明書	1通につき	2,200円
19	入院証明書	1通につき	4,400円
20	生命保険用診断書	1通につき	4,400円
21	裁判所・警察・検察庁・弁護士関係用診断書	1通につき	11,000円
22	裁判所からの照会・回答書	1通につき	4,950円

23	訴訟・給付金関係用の医療 照会書	1通につ き	4,950 円
24	厚生年金診断書・国民年金 診断書・年金受給権者現況届 (診断書)	1通につ き	4,400 円
25	公共職業安定所への傷病証 明書	1通につ き	1,100 円
26	公共職業安定所への申立書	1通につ き	2,200 円
27	死亡診断書 (火葬認可用)	1通につ き	3,300 円
28	死亡診断書	1通につ き	3,300 円 た だ し、2 通目か ら は 2,200 円

29	死体検案書	1通につき	5,500円
30	死体検案料	1通につき	11,000円
31	死後処置（外来）	1通につき	3,300円
32	死後処置（入院）	1通につき	3,300円
33	普通診断書	1通につき	2,200円
34	特定疾病診断書（初回）	1通につき	4,400円
35	特定疾病診断書（2回目以降）	1通につき	2,200円
36	休業診断書	1通につき	2,200円
37	原爆管理手当その他の特別な診断書	1通につき	4,400円

	38 プール使用主治医意見書	1通につき	1,100円
	39 医療費納入証明書	1通につき	330円
	40 その他医証、証明等の文書	1通につき	1,100円

備考

1 12の文書については、患者が直接持参したものを含む。

2 16及び17の照会・回答書については、口頭による場合を含む。

(第8条関係)

中間市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保健事業)</p> <p>第8条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、被保険者の健康保持増進のため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>(保健事業)</p> <p>第8条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、被保険者の健康保持増進のため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>病院設置</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>

